

令和8年度首都圏における熊本県関係人口創出・拡大事業業務委託仕様書

1 委託名

令和8年度首都圏における熊本県関係人口創出・拡大事業業務

2 委託目的

本県では、これまで首都圏において関係人口の創出・拡大に向け、交流会やくまモンや球磨焼酎、県産品を活用したイベント、SNSによる情報発信などをおして、熊本の魅力を発信しているところである。

本事業では、引き続き新たな熊本ファンの獲得、関係人口の創出・拡大を図るとともに、既に本県とつながりを持つ熊本ファンについては、関係性を更に高めるための取り組みを行い、地域の課題解決や活性化、さらには将来的な本県への来訪及び移住の裾野拡大につなげていくことを目的とする。

この事業の実施効果を最大限に高めることを目的として、受託者が有する高い企画力・運営力等の専門性を活用するために、事業の要となる部分を委託する。

3 業務の背景と方向性

全国的に地方から都市圏への人の流れが顕著となり、本県においても都市圏への転出者数が増加傾向にある。また令和6年4月に公表された「消滅可能性自治体」(※)では、県内の18市町村が「消滅の可能性のある自治体」として位置付けられた。人口減少、高齢化が急速に進展する中、地域を支える人材不足という課題は避けられない。このような課題に対しては、地域と多様に関わる「関係人口」に着目した取り組みが必要である。関係人口は、地域外の人材が地域づくりの担い手となり、地域活動の維持、地域経済の活性化、そして内発的な地域発展を促すことが期待されている。そのため、県外の方々が本県との関わりや繋がりを持つきっかけ作りと継続して関わってもらう仕組みの構築が求められている。

以上を踏まえ、本業務では、首都圏在住の方をターゲットとして、熊本県に興味・関心を持っていただけるようなイベントを開催する。また、一過性のイベント等とならないよう、終了後も継続的なフォローアップができる仕組みを構築し、関係人口の創出・拡大を図る。

(※)「消滅可能性自治体」は2020年から2050年の30年間で、20～39歳の若年女性人口が50%以上減少すると推計される自治体である。

4 業務委託の内容

イベント等の実施にあたっては、関係人口の「入口」と「深化」の両面から施策を実施するものとし、施策の立案及び実施については、自由提案とし以下の点に留意すること。

なお、本事業は単年度事業となっているが、次年度以降、予算がなくても継続が可能

な取り組みや仕組みを提案に含めること。

(1) 関係人口の「入口」となるプロモーションの実施

首都圏において、熊本の魅力に触れ、「熊本の商品を買いたい」、「熊本へ旅行に行ってみよう」など、熊本の認知向上及び関心喚起を図り、新たな熊本ファンを獲得するためのプロモーションを実施すること。

【実施内容例】

- ・ イベント・キャンペーンの企画・実施
- ・ 首都圏での PR 施策（展示会、ポップアップ等）
- ・ デジタルプロモーション（SNS 広告、動画配信等）等

※上記は例示であり、自由な発想に基づき効果的な施策を提案できるものとする。

(2) 関係人口の「深化」となるプロモーション実施

首都圏において、既に本県に興味・関心を有し、つながりを持つ熊本ファン（上記の新規ファンを含む）に対し、本県への親近感や愛着をさらに深め、来訪促進や移住定住の具体化につながる行動変容を促すプロモーションを実施すること。

【実施内容例】

- ・ テーマを絞った交流会やセミナーの企画・実施
- ・ 熊本ファンコミュニティの形成
- ・ 地域課題解決ワークショップ等の参加型プログラム等

※上記は例示であり、自由な発想に基づき効果的な施策を提案できるものとする。

(3) 上記(1)及び(2)実施に係る共通事項

- ア イベント等実施にあたっては、熊本県の魅力ある素材（観光、歴史・文化、食等）を活かしたテーマ・コンテンツを設定し、ターゲットに的確に訴求する内容とすること。
- イ 開催時期は、令和8年11月から令和9年2月までの間とし、熊本県と協議の上、決定すること。
- ウ 実施回数は、それぞれ最低1回以上とすること。
- エ 開催場所については、都内施設においてプロモーション実施に適した会場とすること。
- オ イベント等の開催にあたり、WEBやSNS等を活用した効果的な集客・宣伝を行うこと。
- カ 東京在住の熊本県出身学生等の若年層が、企画や運営補助に参画できる機会を設けること。参画内容、人数、役割分担等は、熊本県と協議の上、決定すること。

- キ 「食のみやこ熊本県」の推進に資する熊本県産食材等を活用した取組みを行うこと。
- ク 熊本への誘客やふるさと納税、県産品の消費拡大等につながる取組みを行うこと。

(4) 実施内容の検証・評価・報告

- ア プロモーション実施後の結果分析
- イ 効果測定に基づく課題整理及び改善提案

(5) その他

- ア イベント等実施までの企画、運営、進捗管理を主体的に行うこと。
- イ イベント等実施にあたっては、適した会場の確保、出演者の手配、関係者との連絡調整、参加者の募集及び申込みの受付、開催準備、当日運営、アンケート調査の実施及び集計結果、事前の広報活動等、業務の遂行に必要な全ての対応を含むこと。
- ウ イベント等実施前の外部（参加者等）からの問い合わせ等の対応を行うこと。
- エ 契約締結後、速やかに業務委託全体の工程表を作成し提出すること。
- オ 熊本県との協議、打ち合わせ内容については、受託者において記録文書を作成の上、共有すること。
- カ そのほか、企画、運営、役割分担に当たっては適宜、熊本県と協議の上、決定すること。

5 予算額

(1) 委託上限額

9,000千円（消費税及び地方消費税込み）を上限とする。

※会場利用料等諸費は、委託料に含む。

※この金額は、契約時の予定価格を示すものではないので留意すること。

(2) 対象経費

本事業で負担する経費は、業務実施に必要な経費（人件費、謝金、賃借料、広告費、通信運搬費等）とする。

ただし、事業目的にそぐわないと判断されるものは経費として認めない。

(3) 対象外経費

本事業で負担することができない経費は、下記のとおりとする。

ア 個人給付に該当する経費

(ア) 参加者への旅費、宿泊費、交通費等

(イ) 体験費、交流費、飲食費

(ウ) お試し移住やモニターツアー等の個人への費用負担

(エ) 上記のほか、参加者など個人に直接的な利益を与えると判断される経費は

計上できない。

- イ 販促物（ノベルティ）製作費
 - （ア）記念品、粗品、グッズ等の配布物
- ウ 地方公共団体職員の人件費、通常業務に係る経費
- エ 備品購入を主目的とする経費
- オ その他、本事業の目的との関連性が認められない経費
 - （ア）従前から実施している事業の継続経費
 - （イ）企業・団体等への補填や支援を目的とする経費
 - （ウ）金券・クーポン等の発行費
 - （エ）資格取得費等の個人スキル向上を目的とする経費
 - （オ）上記のほか、本事業の遂行に必要性が認められない経費

6 委託期間

契約締結の日から令和9年（2027年）3月12日（金）まで

7 その他の留意事項

（1）全 般

- ア 原則として、本イベントに係る業務については、熊本県の責に帰する場合を除き、受託者の責任において実施することとする。
- イ 受託者は、個人情報保護法を遵守し、個人情報が漏れることがないようにすること。
- ウ 本業務において、第三者（熊本県及び受託者以外の者）が所有する素材を用いる場合には、著作権処理等を必ず行うこと。
- エ 本業務により作成した成果品及び委託業務実施に当たり、新たに制作、撮影したもの等に関する全ての著作権（著作権法（昭和45年法律第48号）第27条及び第28条に規定する権利を含む。）は、熊本県に帰属するものとし、本業務以外の業務において、本業務により作成した成果品及び委託業務実施に当たり、新たに制作、撮影したもの等を使用する場合がある。
- オ 本仕様書に基づく業務に際し、第三者との間で著作権に係る権利侵害の紛争等が生じた場合には、当該紛争等の原因が専ら熊本県の責めに帰する場合を除き、受託者は、自らの責任と負担において一切の処理を行うものとする。
- カ SNS等を使用する際は炎上リスクへの配慮を徹底すること。
- キ その他、企画、運営に当たっては、適宜、熊本県と協議の上、その内容について決定すること。

（2）事業実施後における成果品の提出

実績報告書（*）を提出すること。また、成果品については、紙（2部）及び電子データ（1部）で提出を行うこと。

なお、その成果物（データ含む）の著作権等は、全て熊本県に帰属するものとし、熊本県が施策の推進に必要なものに使用できることとし、著作者は、著作者人格権を行使しないこととする。

ただし、パブリシティ等上記によりがたいものや著名人、キャラクター等に係る著作権等については、熊本県及び委託事業者と別途協議の上、決定するものとする。

(*)「実績報告書」への記載が必要な項目

- ・ イベント概要
- ・ 活動実績
- ・ 集客実績
- ・ 状況写真（イベント状況（会場、ステージ）、その他プロモーション時状況等）
- ・ パンフレット等制作物がある場合は、1部以上添付
- ・ その他実績の確認に必要なもの